

福岡県医発第268号(保)

平成16年 4月30日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の施行並びに「介護給付費請求書等の記載要領についての一部改正」について

「要介護認定事務の見直しについて」につきましては、平成16年2月6日付福岡県医発第1943号(保)にてご連絡いたしておりますが、今般、関連する省令等の一部改正が行われ、4月1日以後の申請分より適用される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

また、平成16年3月3日厚生労働省告示第74号により、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」が改正されたことに伴い、「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び支払事務並びに「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱事業」による医療費の支給についての取扱いが一部変更となりました。これに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」が一部改正され、4月1日より適用されます。

つきましては、本件につきまして会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(介66)

平成16年3月30日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

青 井 禮 子



「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の施行並びに「介護給付費請求書等の記載要領についての一部改正」について

平素は介護保険制度運営に格別のご協力を賜り、御礼申し上げます。

平成16年1月27日付「要介護認定事務の見直しについて」（介52）本職通知にて、すでにご報告申し上げましたように、今般、関連する省令等の一部改正が行われ、4月1日以後の申請分より適用されますので、ご連絡致します。

また、平成16年3月3日厚生労働省告示第74号により、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」が改正されたことに伴い、「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び支払事務並びに「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱事業」による医療費の支給についての取り扱いが一部変更となりました。これに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」が一部改正され、4月1日より適用されることになります。

つきましては、関連資料等をお送り申し上げますので、貴会会員への周知方、よろしくお願い致します。

<添付資料>

- ・ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 官報（第3819号）
（厚生労働省令第50号 平成16年3月29日）
- ・ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について
（老発第0329002号 平成16年3月29日）
- ・ 「介護認定審査会の運営について」の一部改正について
（老発第0329001号 平成16年3月29日）



- ・介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部を改正する件 官報（第3801号）
（厚生労働省告示第74号 平成16年3月3日 厚生労働大臣告示）
- ・「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の一部改正について
（老老発第0315001号 老介発第0315001号 平成16年3月15日）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 総務省・経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令
(総務・経済産業二)
- 外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令 (外務三)
- アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている貿易等に関する事業に従事する者の商用渡航のための証明カードの交付及びその運用に関する省令の一部を改正する省令 (同四)
- 旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令 (同五)
- 教科用図書検定規則の一部を改正する省令 (文部科学一二)
- 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令 (厚生労働四八)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令 (同四九)

- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (同五〇)
- 自然公園法施行規則の一部を改正する省令 (環境六)
- 環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同七)

(告 示)

- 航空自衛隊の補給処の支処及び出張所の設置に関する告示の一部を改正する件 (防衛庁六七)
- 海上における射撃訓練を実施する件 (同六八・七〇)
- 地方公務員等共済組合法附則第四十条の四第一項の規定により地方公共団体が負担する金額を定める件 (総務二六一)
- 地方公務員等共済組合法施行令第二十九條第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件 (同二六二)
- 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件 (同二六三)
- 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件 (同二六四)
- 市町の境界変更の件 (同二六五)
- 町村の境界変更の件 (同二六六)
- 登記回復に関する件 (法務一四二、一四三)
- 平成十六年三月十八日に日本銀行が買い取った国際通貨基金通貨代用証券の償還期限、利率及び利子支払期日を定めた件 (財務一五〇)

- 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令第二条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設を定める件を廃止する件 (厚生労働一三五)
- 船舶が厚生労働省の所管に属する場合の船舶法施行細則第七条ただし書の官庁又は公署の職員を定める件の一部を改正する件 (同一三六)
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を収入印紙によることが適当でない機関を指定した件の一部を改正する件 (同一三七)
- 技能者表彰規程の一部を改正する件 (同二三八)
- 中小企業退職金共済法第十條第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件 (同二三九)
- 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同二四〇)
- 中小企業退職金共済法第二十八條第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同二四一)
- 中小企業退職金共済法第十三條第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同二四二)
- 中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同二四三)
- 船員保険法施行規則第九十六條の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を定める件 (社会保険庁一六)
- 粗糖の平均輸入価格を定めた件 (農林水産七〇四)

- 砂糖の価格調整に関する法律第九条第一項第一号ハの規定に基づき当該農林水産大臣の定める額を定めた件 (同七〇五)
- 異性化糖標準価格を定めた件 (同七〇六)
- 異性化糖平均供給価格を定めた件 (同七〇七)
- 平成十六年度の秋植えばいしよに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件 (同七〇八)
- 平成十六年度産の大豆、小豆、いんげん、てん菜及びホップに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件 (同七〇九)
- 生糸の輸入に係る調整等に関する法律第十條第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を定めた件 (同七一〇)
- 収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件 (同七一一)
- 高速自動車国道に関する件 (国土交通三九一)
- 土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件 (同三九二)
- 環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示を定める件 (環境一九)
- 阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例等の一部を改正する件 (同二〇〇)
- 道路に関する件 (東北地方整備局四六)
- 都市計画に関する件 (関東地方整備局一四二)
- 道路に関する件 (中部地方整備局八二)

(以下次のページへ続く)

2 前項に定める申請を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報並びに自署及び写真が法及び関係法令で定める要件に適合している真正なものであることについて、公的個人認証法に基づき電子署名を行い、住所を管轄する都道府県知事に送信しなければならない。

3 第一項に規定する者は、公的個人認証法第三條第一項に規定する自己に係る電子証明書であつて、都道府県知事が情報通信技術利用法第三條第一項の規定する電子計算機から認証できるものを併せて送信しなければならない。

4 第一項に規定する者は、法及び関係法令の規定において申請に際し提出すべきこととされている書類等があるときは、速やかに当該書類等を書留郵便（簡易書留郵便又は配達記録郵便を含む）その他外務大臣が定める方法により、都道府県知事に提出しなければならない。

（氏名等を明らかにする措置）

第五條 情報通信技術利用法第三條第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置とは、前條第二項に規定する電子署名及び同條第三項に規定する電子証明書を併せて送信することを行う。

（公用旅券に関する請求）

第六條 各省各庁の長が公用旅券に関する請求を行う場合には、公用旅券の請求に係る書面申請等様式及び電子申請等様式に記載し又は記録すべき事項について入力した情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る当該各省各庁の長の電子証明書を併せて送信するものとする。

（確認の事務）

第七條 都道府県知事は、第四條の規定に従い法第三條の一般旅券の発給を申請した者に当該一般旅券を交付する場合には、当該申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため次に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めることができる。

一 法施行規則（平成元年外務省令第十一号）

第二條第一項第一号に規定する書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合は、同施行規則

第二條第一項第二号に規定する書類

2 都道府県知事は、前項に規定する確認の結果当該申請者が人違いでないことを確認し得ない場合（申請者の容貌と第四條第二項の規定に基づき送信された写真との間に申請者と同定でき

る程度の近似性が認められない場合を含む。）は、当該旅券の交付を留保し、事実関係の調査を行うものとする。

（紛失又は焼失の届出）

第八條 第四條の規定は、一般旅券について法第三條の届出を電子情報処理組織を利用して届出を行う者について準用する。

2 前項の届出をした者は、都道府県知事から届出の内容について照会があつた場合には、紛失又は焼失の経緯の詳細について説明を行うとともに、説明の裏付けとなる資料を提出しなければならない。

（適用除外）

第九條 次の各号に該当する場合には、電子情報処理組織を使用して一般旅券に関する申請等を行うことができない。

一 法第四條の二ただし書の規定に該当する者

二 法第五條第三項の規定を受ける者として、

一般旅券の発給を申請する場合

三 申請者が法第十三條第一項各号のいずれかに該当する場合

四 一般旅券の名称人の氏名の表記をヘボン式によらないローマ字表記とすることを申し出る場合

五 法第十七條の届出を法第十條の申請に先立つて、又は同時に行おうとする場合

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八條の規定に基づき、教科用図書検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

教科用図書検定規則の一部を改正する省令

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「二百八十円」を「二百七十

円」に、「四百五十円」を「四百四十円」に、「五百

六十円」を「五百四十円」に、「五万六千円」を「五

万四千円」に改める。

附則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十九條の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令

一 一部を改正する省令

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第九條中「五十人」を「三十人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が二十人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

第十條第二項第十二号並びに第四項第二号イ及び第七号中「寮母室」を「介護職員室」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（サテライト型施設の設備の基準）

第十條の二 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

第十一條第一項第四号及び第二項中「寮母」を「介護職員」に改める。

第十七條及び第二十八條中「五十人」を「三十人」に改める。

附則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十三條第三項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の三十二の二第二項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 薬事法第二條第九項に規定する治験のうち、患者以外の被験者に対する臨床試験を行う病院の当該機能に係る病床

第三十三條の三十二の二第二項中「前項第十三号」を「前項第十四号」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

介護保険法（平成九年法律第二十三号）第二十八條第六項において準用する同条第一項及び第三十三條第六項において準用する同条第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「第三十八條第一項第二号中」の下に「六月間」とあるのは「十二月間」とし、これを「十二月間」と改める。

第五十五條第二項中「五月間」を「六月間」に、「期間」とあるのは「期間（六月間を除く）」を「五月間」とあるのは「十一月間」に、「とする」と読み替えるものとするに改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新規則」という。）第四十一條第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請があつた要介護更新認定（介護保険法第二十八條第二項に規定する要介護更新認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があつた要介護更新認定については、なお従前の例による。

2 新規則第五十五條第二項の規定は、施行日以後に申請があつた要介護更新認定（介護保険法第三十三條第二項に規定する要介護更新認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があつた要介護更新認定については、なお従前の例による。

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四十一条（略） 2 第三十八条の規定は、法第二十八条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項第二号中「六月間」とあるのは「<u>十二月間</u>」と、「五月間」とあるのは「<u>二十四月間</u>」と、「期間」とあるのは「<u>期間（十二月間を除く。）</u>」と読み替えるものとする。 第五十五条（略） 2 第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項第二号中「六月間」とあるのは「<u>十二月間</u>」と、「五月間」とあるのは「<u>十一月間</u>」と読み替えるものとする。	第四十一条（略） 2 第三十八条の規定は、法第二十八条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項第二号中「五月間」とあるのは「<u>十二月間</u>」と、「期間」とあるのは「<u>期間（六月間を除く。）</u>」と読み替えるものとする。 第五十五条（略） 2 第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項第二号中「五月間」とあるのは「<u>十二月間</u>」と、「期間」とあるのは「<u>期間（六月間を除く。）</u>」とする。

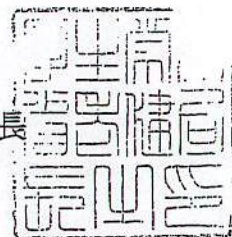


老発第0329002号

平成16年 3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第50号。以下「改正規則」という。）は、本日公布され、平成16年4月1日より施行することとされたところである。

改正規則は、事務の効率化のため、要介護認定及び要支援認定の更新に係る有効期間を拡大するものである。

貴職においては、下記の事項を御了知の上、貴管内の市町村に対して周知徹底を図られるようお願いする。

また、改正規則の公布にあわせ、「介護認定審査会の運営について」（平成15年3月24日老発0324001号厚生労働省老健局長通知）の一部改正について、別途通知することを申し添える。

記

1 改正規則の内容

（1）要介護認定の更新に係る有効期間の拡大

要介護認定の更新に係る有効期間を、原則12月間（現行は6月間）とし、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から24月間まで（現行は3月間から12月間まで）の範囲内で有効期間を定めることができることとする。こと。（改正規則による改正後の介護保険法施行規則（以下「新規則」という。）第41条第2項関係）

(2) 要支援認定の更新に係る有効期間の拡大

要支援認定の更新に係る有効期間を、原則12月間（現行は6月間）とすること。（新規則第55条第2項関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成16年4月1日

(2) 要介護認定の更新に係る有効期間に関する経過措置

要介護認定の更新に係る有効期間の拡大は、平成16年4月1日以後に申請があった要介護認定の更新について適用し、平成16年3月31日までに申請があった要介護認定の更新の有効期間は、従前どおり、原則6月間（市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は3月間から12月間まで）とすること。（改正規則附則第2条第1項関係）

(3) 要支援認定の更新に係る有効期間に関する経過措置

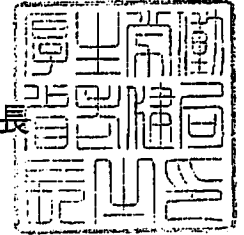
要支援認定の更新に係る有効期間の拡大は、平成16年4月1日以後に申請があった要支援認定の更新について適用し、平成16年3月31日までに申請があった要支援認定の更新の有効期間は、従前どおり、原則6月間とすること。（改正規則附則第2条第2項関係）

老発第0329001号

平成16年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



「介護認定審査会の運営について」の一部改正について

標記については、平成15年3月24日老発第0324001号通知の別添「要介護認定審査会運営要綱」により行われているところであるが、今般、要介護認定の事務の効率化のため、その一部を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、別紙の新旧対照表のうち、7の3) (1)の認定の有効期間を原則より長く定める場合に係る改正については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第50号）の施行にあわせ、平成16年4月1日より適用する。

(別紙)

○「介護認定審査会の運営について」(平成15年老発第0324001号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正前		改正後	
(別添)		(別添)	
介護認定審査会運営要綱		介護認定審査会運営要綱	
1 (略) 2 認定審査会の委員の構成 1) (略) 2) 合議体の設置 合議体についても、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。		1 (略) 2 認定審査会の委員の構成 1) (略) 2) 合議体の設置 合議体についても、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。 <u>合議体の委員の定数については、以下の場合などにおいて、5人より少ない定数によっても認定審査会の審査判定の質が維持されるものと市町村が判断した場合、5人より少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、少なくとも3人を下回って定めることはできない。</u> <u>・要介護認定及び要支援認定の更新に係る申請を対象とする場合</u> <u>・委員の確保が著しく困難な場合</u>	
特定の分野の委員の確保が困難な場合にあつては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、会議の開催にあたって定足数を満たすよう必要な人数が交代に出席する方式でも差し支えない。 認定審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員を交えた上で、概ね三月以上の間隔において合議体に所属する委員を更することは可能である。なお委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。		特定の分野の委員の確保が困難な場合にあつては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、会議の開催にあたって定足数を満たすよう必要な人数が交代に出席する方式でも差し支えない。 認定審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員を交えた上で、概ね三月以上の間隔において合議体に所属する委員を更することは可能である。なお委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。	

なお、委員確保が特に困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。 3～6 (略) 7 認定審査会開催の手順 1)～2) (略) 3) 認定審査会が付する意見 認定審査会が必要に応じて付する意見について特に留意すべき点は以下の通りである。 (1) 認定の有効期間を定める場合の留意事項 認定審査会が認定の有効期間について意見を述べる場合は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から以下の考え方を基本に認定の有効期間についての検討を行う。 [認定の有効期間を原則より短く定める場合] ・発症早期であって、身体上または精神上の障害の程度が6か月以内において変動しやすい状態にあると考えられる場合 ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合 ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合 [認定の有効期間を原則より長く定める場合] ・身体上または精神上の障害の程度が安定していると考えられる場合 ・同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合(重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する) ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合 (2) (略)	なお、委員確保が特に困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。 3～6 (略) 7 認定審査会開催の手順 1)～2) (略) 3) 認定審査会が付する意見 認定審査会が必要に応じて付する意見について特に留意すべき点は以下の通りである。 (1) 認定の有効期間を定める場合の留意事項 認定審査会が認定の有効期間について意見を述べる場合は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から以下の考え方を基本に認定の有効期間についての検討を行う。 [認定の有効期間を短縮する場合] ・発症早期であって、身体上または精神上の障害の程度が6か月以内において変動しやすい状態にあると考えられる場合 ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合 ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合 [認定の有効期間を延長する場合] ・身体上または精神上の障害の程度が安定していると考えられる場合 ・同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合 ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合 (2) (略)
--	---

4) 審査及び判定に当たったての留意事項

(1)～(2) (略)

(3) 認定審査会への委員及び事務局以外の参加について
審査判定にあたって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、主治医、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

認定審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(4) 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取り扱いを定める。

(5) 国への報告について

別途設置する認定支援ネットワークシステムを用いて、審査判定があった日の翌月の１０日までに別途定める事項を国に報告する。

4) 審査及び判定に当たったての留意事項

(1)～(2) (略)

(3) 認定審査会への委員及び事務局以外の参加について
審査判定にあたって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、主治医、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

(4) 認定審査会の公開について

認定審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(5) 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取り扱いを定める。

(6) 国への報告について

別途設置する認定支援ネットワークシステムを用いて、審査判定があった日の翌月の１０日までに別途定める事項を国に報告する。

介護認定審査会運営要綱

1 目的

本運営要綱は、介護保険法に定める介護認定審査会（以下、「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

2 認定審査会の委員の構成

1) 委員の構成

委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。その際、以下の点について留意する。

(1) 学識経験の判断について

委員の学識経験の分野等については、市町村長が個々の委員について判断する。

(2) 保険者との関係について

認定審査会における審査判定の公平性を確保するために、原則として保険者である市町村の職員以外の者を委員として委嘱することとするが、委員確保が困難な場合は、保健・医療・福祉の専門職であって認定調査等の介護保険事務に直接従事していない市町村の職員を委員に委嘱することは差し支えない。

(3) 認定調査員との兼務について

委員は、当該保険者の認定調査員として認定調査に原則として従事することはできない。ただし、他に適当な者がいない等の理由でやむを得ず委員が認定調査に従事せざるを得ない場合はこの限りでない。その場合であっても、委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

2) 合議体の設置

合議体についても、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。

合議体の委員の定数については、以下の場合などにおいて、5人より少ない定数によっても認定審査会の審査判定の質が維持されるものと市町村が判断した場合、5人より少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、少なくとも3人を下回って定めることはできない。

- ・ 要介護認定及び要支援認定の更新に係る申請を対象とする場合
- ・ 委員の確保が著しく困難な場合

特定の分野の委員の確保が困難な場合にあっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、会議の開催にあたっ

て定足数を満たすよう必要な人数が交代に出席する方式でも差し支えない。

認定審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で、概ね三月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更することは可能である。なお委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。

なお、委員確保が特に困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。

3 認定審査会の会長職務の代行者の指名

認定審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

4 合議体の長及びその職務の代行者の指名

市町村が別段の定めをおく場合を除いて、合議体の長は合議体を招集し、その会務を総理する。

合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

5 認定審査会の議決

認定審査会（合議体を置く場合は合議体を含む。以下同じ。）は、委員のうち保健・医療・福祉のいずれかの分野の学識経験を有する委員を欠くときは会議を開催しないことが望ましい。

審査判定にあたっては、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努める。その上で、認定審査会の議事は、会長（合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。）を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 審査及び判定

認定審査会は、審査対象者について、認定調査票のうち「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）」による要支援認定基準及び要介護認定基準（以下「認定基準」という。）に照らして、

- ・要介護状態、又は要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当すること
- ・要介護状態である場合にはその介護の必要の程度に応じて要介護認定基準で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）

について、審査及び判定を行う。

さらに、特に必要がある場合については、

- ・被保険者の要介護状態の軽減または悪化の防止のために必要な療養に関する事項

- ・指定居宅サービスまたは指定施設サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項

について意見を付する。（7 3）参照）

なお、40 歳以上 65 歳未満の審査対象者にあつては、「主治医意見書」により介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）に規定される特定疾病によって生じている障害を原因として要介護状態又は要支援状態となっていることを確認する。

7 認定審査会開催の手順

1) 事前の準備

委員は、別途通知する実施要綱に基づき都道府県が実施する介護認定審査会委員に対する研修（介護認定審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認する。

市町村は、認定審査会開催に先立ち、当該開催日の認定審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について以下の資料を作成する。

- ・基本調査の調査結果及び主治医意見書を用いて、市町村に設置されたコンピュータに導入するために国が別途配布する一次判定用ソフトウェアによって分析・判定（以下「一次判定」という。）された結果（別紙 1 参照）
- ・特記事項の写し
- ・主治医意見書の写し

これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、あらかじめ認定審査会委員に配布することが望ましい。

2) 審査及び判定の手順（別紙 2 参照）

基本調査の結果を、特記事項及び主治医意見書の内容と比較検討し、基本調査の結果との明らかな矛盾がないか確認する。

これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて主治医及び認定調査員に照会した上で基本調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。なお、調査結果の一部修正を行う場合には、別紙 3 の「要介護状態区分の変更等の際に勘案しない事項について」を参照する。

なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の認定審査会において審査判定を行うこととする。

また、第 2 号被保険者の審査判定にあたっては、主治医意見書の記載内容に基づき、要介護状態又は要支援状態の原因である障害が特定疾病によって生じていることを別途通知する「特定疾病にかかる診断基準」に照らして確認する。

なお、主治医意見書を記載した医師が当該診断基準を直接用いていない場合は、主治医意見書記載事項を診断基準に当てはめた上で、特定疾病に該当しているかどうかにつき確認する。

次に、一次判定の結果（基本調査の結果の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトウェアを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果）を原案として、特記事項及び主治医意見書の内容を加味した上で、決定（以下、「二次判定」という。）を行う。

また、認定審査会での個別の審査判定において、特記事項及び主治医意見書の内容から、通常の例に比べてより長い（短い）時間を介護に要すると判断される場合には、一次判定の結果を変更する。

なお、一次判定の結果を変更する場合には、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成 12 年厚生省告示第 91 号)に定める要介護認定等基準時間の行為の区分毎の時間、別紙 4 の「日常生活自立度の組合せによる要介護度別分布」、別紙 5 の「要介護度変更の指標」、別紙 6 の「状態像の例」（要介護度別・中間評価項目群別の調査所見及び要介護度別・中間評価項目の平均得点を含む。）を用いて一次判定変更の妥当性を検証する。

なお、一次判定の結果を変更する場合には、別紙 3 の「要介護状態区分の変更等の際に勘案しない事項について」を参照する。

3) 認定審査会が付する意見

認定審査会が必要に応じて付する意見について特に留意すべき点は以下の通りである。

(1) 認定の有効期間を定める場合の留意事項

認定審査会が認定の有効期間について意見を述べる場合は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から以下の考え方を基本に認定の有効期間についての検討を行う。

[認定の有効期間を原則より短く定める場合]

- ・発症早期であって、身体上または精神上の障害の程度が 6 か月以内において変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合
- ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合

[認定の有効期間を原則より長く定める場合]

- ・身体上または精神上の障害の程度が安定していると考えられる場合
- ・同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合（重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する）
- ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合

(2) サービス種類の指定を行う場合の留意事項

市町村は、被保険者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するため特に療養上必要があるとして認定審査会の意見が付された場合には、それに

基づき、サービス種類の指定を行うことができることとしているが、サービス種類を指定することにより、指定されたサービス以外のサービスは利用できないことから、申請者の状況について具体的に検討の上、種類を指定する必要がある。

なお、種類の指定にあたっては、「通所リハビリテーションを含む居宅サービス」等、複数のサービスを組み合わせての指定を行うことも可能である点に留意する。

4) 審査及び判定に当たっての留意事項

(1) 概況調査等の取り扱いについて

概況調査及び過去に用いた審査判定資料については、認定審査会が当該審査対象者の状態を把握するために参照することはさしつかえないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。

なお、概況調査の結果等を参照した場合であっても、72)の規定に基づいて、一次判定の結果を変更することとし、その際に、別紙3の「要介護状態区分の変更等の際に勘案しない事項について」を参照する。

(2) 委員が審査判定に加われない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に審査対象者が入院若しくは入所し、又は介護サービスを受けている施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることは差し支えない。

(3) 認定審査会への委員及び事務局員以外の参加について

審査判定にあたって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、主治医、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

(4) 認定審査会の公開について

認定審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(5) 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取り扱いを定める。

(6) 国への報告について

別途設置する認定支援ネットワークシステムを用いて、審査判定があった日の翌月の10日までに別途定める事項を国に報告する。

老老発第0315001号
老介発第0315001号
平成16年3月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

介護保険課長

「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月
16日老老発第31号）の一部改正について

平成16年3月3日厚生労働省告示第74号により、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」（平成12年3月7日厚生省告示第56号）が改正され、「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知）による療養費及び研究治療費の支給につき、介護保険審査支払システムにて審査及び支払事務を行うこととされたことに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の一部を下記のとおり改正し、平成16年4月1日より適用することとしたので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」（平成15年6月6日環保企発第4号環境事務次官通知）による医療費の支給については、『「介護給付費請求書等の記載要領」の一部改正について』（平成15年9月22日老老発第0922001号・老介発第0922001号）により茨城県国保連においては介護保険審査支払システムによる審査及び支払事務の対象としているところであるが、今回改正により、サービス事業所はその所在地にかかわらず、介護報酬の請求と併せて、当該公費負担部分も所在地の国保連に請求できることとされたところである。

記

「４ 公費の介護給付費明細書に関する事項(２)各様式と公費併用請求の関係」及び別表２を次のように改める。

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費併用請求組み合わせは左表のようになること。

	保 険 単 独	保 険 + 生 保	生 保 単 独	保 険 + 生 保 + 公 費	保 険 + 公 費	生 保 + 公 費	備 考
様式第二	○	○	○	○	○	○	1
様式第三	○	○	○	○	○	○	2
様式第四	○	○	○	○	○	○	3
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第七	○		○				
様式第八	○	○	○	○	○	○	2
様式第九	○	○	○	○	○	○	3
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

- 1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
- 2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。
- 3 公費負担医療は、原爆被爆者の一般医療、被爆体験者精神影響等調査研究事業、水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療及び茨城県神栖町におけるジフェニルアルシ酸の曝露に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療のみ。

(別表2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療	88	医 療 手 帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルシ酸の曝露に起因する疾病等の医療	87	医 療 手 帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
11	特別対策(低所得者対策等)	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受 給 者 証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受 給 者 証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護

12	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
13	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
14	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

○介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年老老発第31号)

改 正 後

改 正 前

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 略

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

様式第二

様式第三

様式第四

様式第五

様式第六

様式第七

様式第八

様式第九

様式第十

保険単
独

保険
+生保

生保
独

保険
+生保
+公費

生保
+公費

備考

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

※1

※2

※3

※2

※3

※1 原綴成母者、介護給付費事業による介護の給付並びに報酬の給付を含む。

※2 原綴成母者、介護給付費事業による介護の給付を含む。

※3 公費負担医療は、原綴成母者の一般医療、被綴成母者、介護給付費事業による介護の給付を含む。

地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかでないものを除く。

四肢末端の感覚障害に関する医療の提供及び被綴成母者におけるメチル水銀の曝露に起因しないことが明らかでない病態を除く医療のみ。

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 略

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

様式第二

様式第三

様式第四

様式第五

様式第六

様式第七

様式第八

様式第九

様式第十

保険単
独

保険
+生保

生保
独

保険
+生保
+公費

生保
+公費

備考

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

※1

※2

※3

※2

※3

※1 原綴成母者、介護給付費事業による介護の給付並びに報酬の給付を含む。

※2 原綴成母者、介護給付費事業による介護の給付を含む。

※3 公費負担医療は、原綴成母者の一般医療、被綴成母者、介護給付費事業による介護の給付を含む。

町におけるメチル水銀の曝露に起因しないことが明らかでない病態を除く医療のみ。

改 正 後

(別表2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し 95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し 95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルシ酸の曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
	特別対策(低所得者対策等)	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
11		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護

12	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
13	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
14	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

(別表2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
6	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
7	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
9	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
10	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

9	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知）「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルシンの曝露に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10	特別対策（低所得者対策等）	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護
11	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護

12	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について (平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知) 「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
13	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

事 務 連 絡
平成 1 6 年 3 月 1 5 日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長
介護保険課長

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第 1 条第 2 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」(平成 1 2 年 3 月 7 日厚生省告示第 5 6 号)及び「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 1 3 年 1 1 月 1 6 日老老発第 3 1 号)の一部改正について

平成 1 6 年 3 月 3 日厚生労働省告示第 7 4 号において「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第 1 条第 2 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」(平成 1 2 年 3 月 7 日厚生省告示第 5 6 号)が改正され、「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成 4 年 4 月 3 0 日環保業第 2 2 7 号環境事務次官通知)による療養費及び研究治療費の支給並びに「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」(平成 1 5 年 6 月 6 日環保企発第 4 号環境事務次官通知)による医療費の支給が追加され、平成 1 6 年 4 月 1 日より適用されることとなりましたので、お知らせいたします。

また、あわせて別添の通知「『介護給付費請求等の記載要領について』の一部改正について」(平成 1 6 年 3 月 1 5 日老老第 0 3 1 5 0 0 1 号・老介発第 0 3 1 5 0 0 1 号)により「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成 4 年 4 月 3 0 日環保業第 2 2 7 号環境事務次官通知)による療養費及び研究治療費の支給にかかる改正がなされましたので、加えてお知らせいたします。

当該告示改正及び通知改正に伴い、平成 1 6 年 4 月 1 日より、本件公費負担医療にかかる費用につきましては、別紙のように、全国の国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)において、介護保険審査支払システムにより審査及び支払事務を実施することに取扱いが変更されることとなります。

なお、本件公費負担医療につきましては、新潟県、茨城県、熊本県、鹿児島県の 4 県のみが公費負担医療の実施主体とされているところであり、4 県が当該県の国保連と本件公費負担医療にかかる費用の審査・支払にかかる委託契約を結ぶこととなります。

これにより、4 県以外の都道府県国保連においては、各都道府県国保連と国

民健康保険中央会の間で締結している県外分介護給付費等の支払に関する事務にかかる委託契約に基づき本件公費負担医療にかかる費用の請求の受理が可能となるものであり、4 県以外の都道府県と各道府県国保連が現在締結している公費負担医療等に関する費用に関する契約の見直しは不要である旨、申し添えます。

本改正による請求事務等の円滑な実施につきご留意の上、管内市町村、関係者等に対する周知方につき、よろしくお願いいたします。

(別紙)

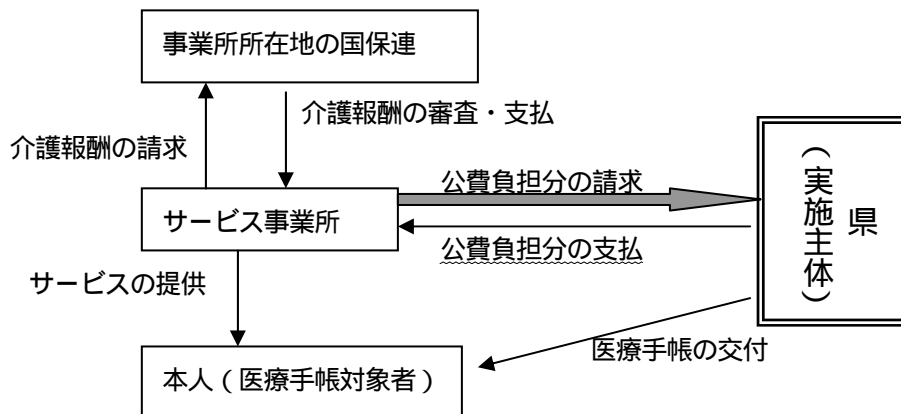
「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知)による療養費及び研究治療費の支給にかかる審査支払

【実施主体】

環境省の委託を受け、熊本、鹿児島、新潟の3県が実施主体とされている。

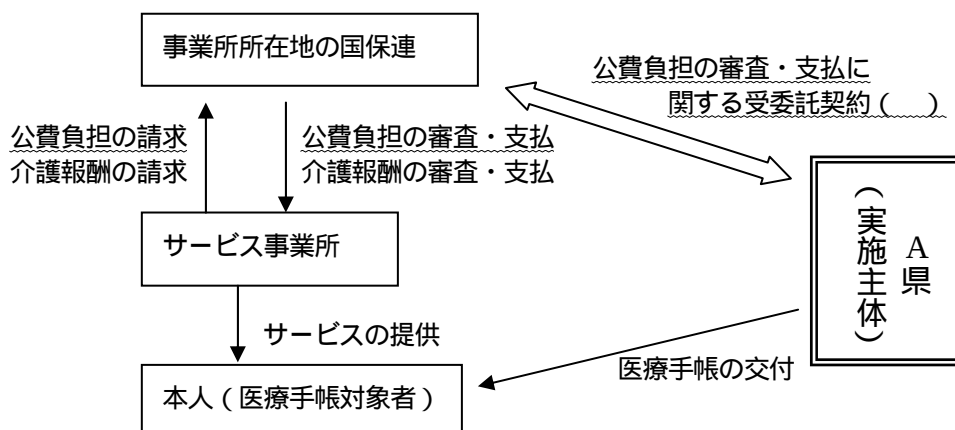
【現行】

サービス事業所は、介護報酬の請求を国保連に、公費負担の請求は実施主体の県に直接請求している。



【改正後】

サービス事業所は、介護報酬の請求と併せ、公費負担部分も国保連に請求する。



実施主体である3県は、本件公費負担の審査支払について当該県の国保連と契約を結ぶ(熊本県であれば熊本県国保連のみ)こととなり、実施主体以外の都道府県、国保連に契約等の事務は発生しない。

「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」(平成15年6月6日環企発第4号環境事務次官通知)による医療費の支給

【実施主体】

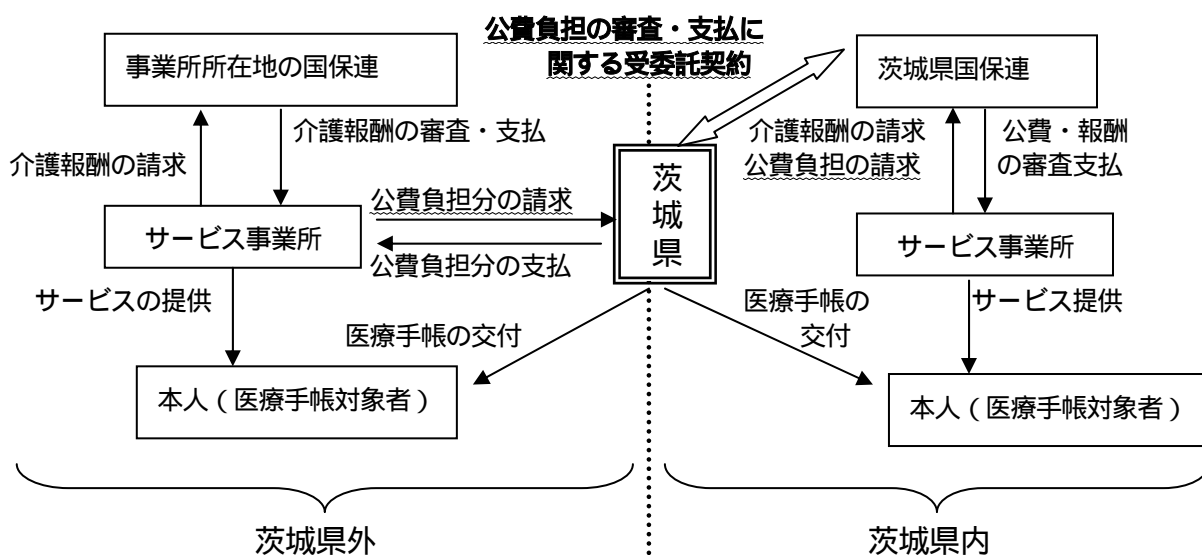
環境省の委託を受け、茨城県が実施主体とされている。

【現行】

茨城県は、茨城県国保連とのみ本件公費負担の審査支払に関する受委託契約を締結しているため、サービス事業所の所在地により公費負担の請求先が異なる。

県内：公費負担と介護報酬を国保連に請求

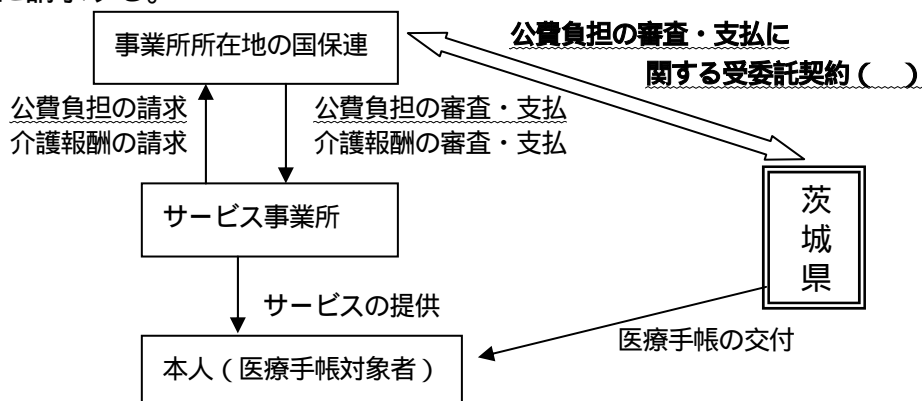
県外：公費負担は茨城県へ、介護報酬は所在地の国保連へ請求



実際には本件公費負担を受給している要介護者は現時点で存在しない。

【改正後】

サービス事業所は所在地に関わらず、介護報酬の請求と併せて、公費負担部分も国保連に請求する。



実施主体である茨城県は、既に茨城県国保連と契約を結んでいるため、改正告示の施行により本件公費負担の審査支払を審査支払システムにて行うこととなる。